



ふじさわ自殺対策計画

～気づき つながる いのちを支える藤沢市～

素案

2018年（平成30年）10月

藤沢市

目次

1 はじめに

第1章 計画の策定にあたって.....1

1 計画策定の背景.....2

2 計画の位置付け.....3

3 計画の期間.....4

4 計画の数値目標.....4

第2章 藤沢市の自殺の実態.....5

1 全国との比較.....6

2 自殺者数の年次推移.....7

3 男女別・年齢別の自殺割合.....7

4 児童・生徒の自殺の割合.....9

5 労働者の自殺割合.....9

6 高齢者の自殺割合.....11

7 年齢別の死因.....12

8 藤沢市の自殺の特徴.....13

第3章 いのちを支える自殺対策における取組.....17

1 基本理念.....18

2 施策体系.....19

3 基本施策.....20

(1) 地域におけるネットワークの強化.....20

(2) 自殺対策を支える人材の育成.....21

(3) 市民への周知啓発.....21

(4) 生きることの促進要因への支援.....24

(5) 生きづらさを抱えた子ども・若者への支援.....	27
4 重点施策.....	31
(1) 高齢者に対する支援.....	31
(2) 生活困窮者に対する支援.....	34
(3) 働く人への支援.....	38
第4章 自殺対策の推進体制.....	41
1 推進体制及び進行管理.....	42
(1) 推進体制.....	42
(2) 進行管理.....	42
2 自殺対策組織の関係図.....	43
【資料】	45
1 藤沢市自殺対策協議会設置要綱.....	46
2 藤沢市自殺対策協議会委員名簿.....	48
3 藤沢市自殺対策推進会議設置要綱.....	49
4 藤沢市自殺対策庁内連絡会設置要綱.....	51

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、個人の問題と認識されがちであった自殺は、「社会の問題」と再認識されるようになり、国をあげて自殺対策が推進された結果、3万人を超えていた全国の自殺者数は、減少傾向に転じ、自殺対策は着実に効果をあげてきましたが、未だに2万人を超える状況が続いています。

そのため、国は、“誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現”をめざし、地域レベルの実践的な取組を中心とした自殺対策への転換を図ることを目的に、平成28年4月に自殺対策基本法を改正し、都道府県、市町村ごとに自殺対策計画の策定を義務付け、自殺対策の更なる推進を図ることとなりました。

本市の自殺対策の取組は、平成19年度に庁内関係課による連絡会を立ち上げたことに始まり、当初は、現在のような「警察庁自殺統計」の活用が十分とは言えない状況にあり、本市の自殺の実態に合致した対策、特に、自殺未遂者への対応や専門的な相談支援については、まさに手探りの状態でした。

そのため、自殺に関する実態調査として、「人口動態統計」を分析し、事業の方向性を定め、平成21年度には、県下でもいち早く「藤沢市自殺対策協議会」を設置し、自殺予防週間に合わせた普及啓発や講演会、自殺に気持ちが傾いた人に気づき・見守る地域の人材育成として「ゲートキーパー養成講座」等を開始いたしました。

さらに、平成23年度には、自死遺族の会「藤沢わかちあいの会」や認知行動療法を中心とした「うつ病セミナー・家族セミナー」や「うつ病休職者生活教室」等を事業化し、平成24年度には、携帯電話やパソコンを使い、気軽にこころの健康状態をチェックする「こころの体温計」を設置し、現在も、多くの市民の皆さまにご利用いただいております。

また、ハイリスク者対策として、平成24年度に、専門相談員による電話相談、自殺未遂者・家族支援事業「まごころホットライン」を開始するとともに、平成25年度には、救急病院に搬送された自殺未遂者及び家族のもとに訪問して相談する、アウトリーチ型の自殺未遂者緊急介入支援事業も事業化しております。

このような経緯のなかで、今回の自殺対策計画の策定にあたり、新たに、庁内の横断的な推進体制の強化を目的としまして、関係各課等の長による「自殺対策推進会議」を設置いたしました。また、実務担当者による「庁内連絡会」を再編成し、事業の洗い出しや課題の抽出作業を通じて、計画の基本理念や基本方針、内容について議論を重ねております。

また、庁内で検討した内容を協議会に報告し、委員に協議していただくなかで、自殺対策

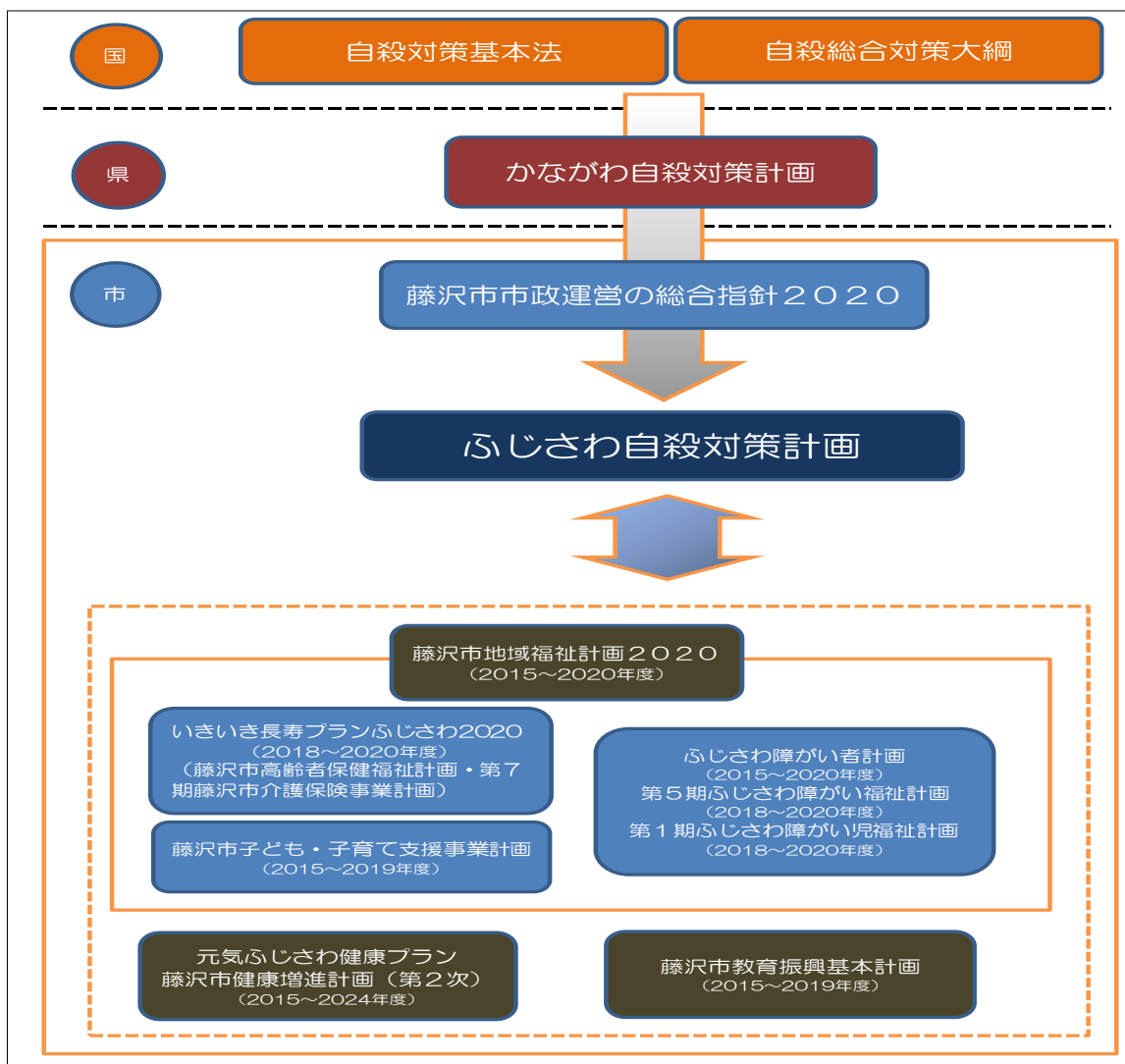
の効果や各事業の評価検証を実施してまいります。

このたび、「自殺対策基本法」、「自殺総合対策大綱」及び「かながわ自殺対策計画」の趣旨を踏まえまして、全ての方が、かけがえのない個人として尊重される社会、“誰も自殺に追い込まれることのない社会”の実現をめざして、「ふじさわ自殺対策計画」を策定いたします。

2 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。また、藤沢市市政運営の総合指針2020の基本目標である「子どもたちを守り育む」「健康で安心な暮らしを支える」「市民自治・地域づくりを進める」との整合性を図り、本市における他の計画とも一体的に推進します。

図表 1-1 自殺対策計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、自殺総合対策大綱を踏まえ、2019年度（平成31年度）から5年間とします。

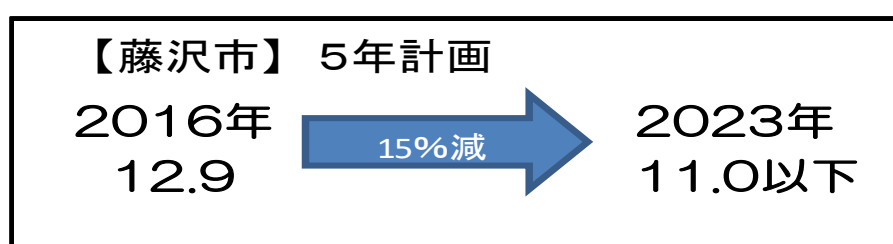
毎年度、取組状況を精査し、課題を整理しながら計画の見直しを行います。また、国の政策と連携する必要があることから、国や県の動向や自殺実態、社会状況等の変化に合わせて、計画の見直しを行い、3年目にあたる2021年度に中間見直しを行います。



4 計画の数値目標

2016年の人口動態自殺死亡率を15%以上減少させ、2023年の自殺死亡率を11.0以下とすることを目標とします。

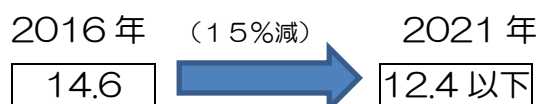
※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数



※参考 【全国：自殺総合対策大綱】10年計画



【神奈川県：かながわ自殺対策計画】5年計画



第2章

藤沢市の自殺の実態

第2章 藤沢市の自殺の実態

自殺に関する統計は、主に厚生労働省「人口動態統計」（以下、人口動態統計）と警察庁「自殺統計」（以下、警察庁自殺統計）があります。いずれも、1月から12月の集計を行います。人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、住所地をもとに死亡時点で計上します。

一方、警察庁自殺統計は、日本における外国人も含めた総人口を対象とし、発見地をもとに、発見時点で計上しているため、自殺者数や自殺死亡率に違いがあります。

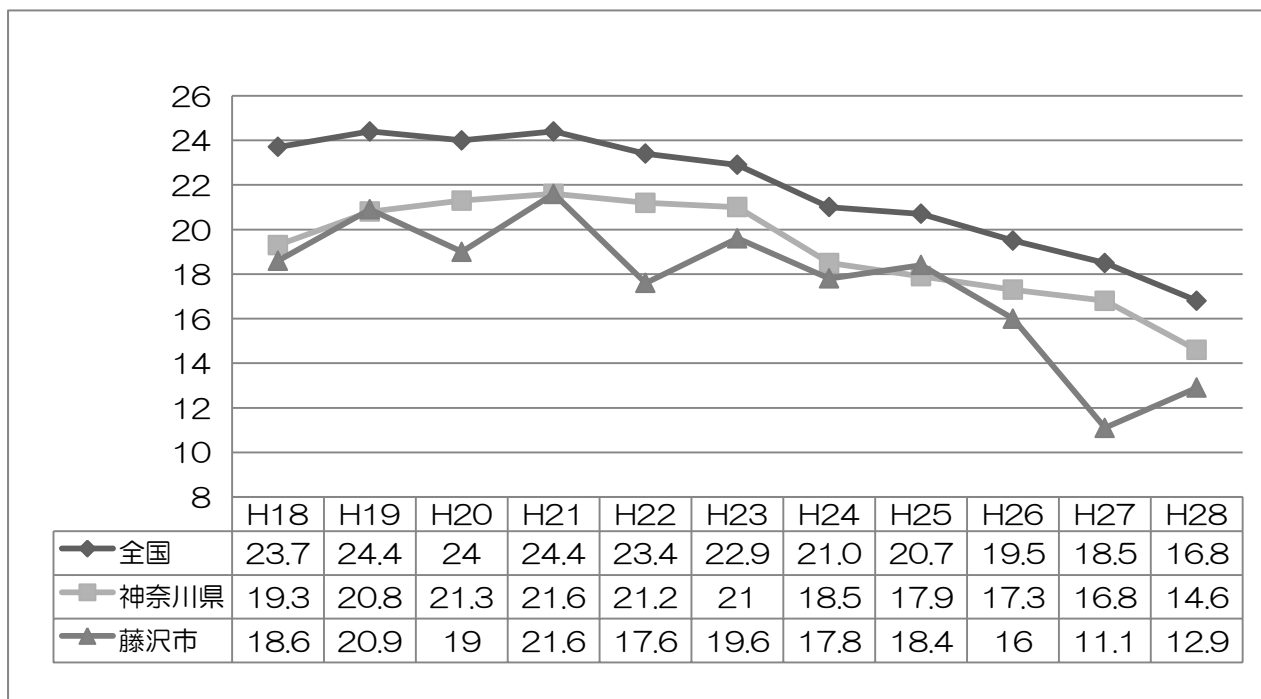
本計画は、「人口動態統計」と警察庁自殺統計（平成24年から28年の自殺者数）を加工した「地域自殺実態プロファイル（2017）」の2種類の統計を活用し、自殺の実態を分析します。

1 全国との比較

本市の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、全国や神奈川県と比べて低くなっています。

図表 2-1 全国・神奈川県・藤沢市の自殺死亡率の推移

参考：人口動態統計

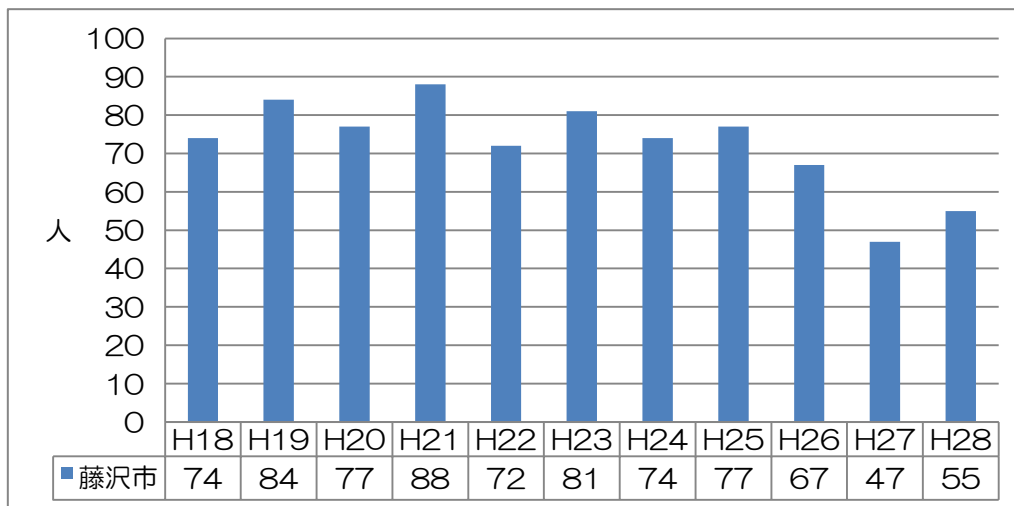


2 自殺者数の年次推移

平成21年の88人をピークに、増減を繰り返し、ゆるやかな減少傾向がみられます。

図表 2-2 藤沢市の自殺者数の年次推移

参考：人口動態統計



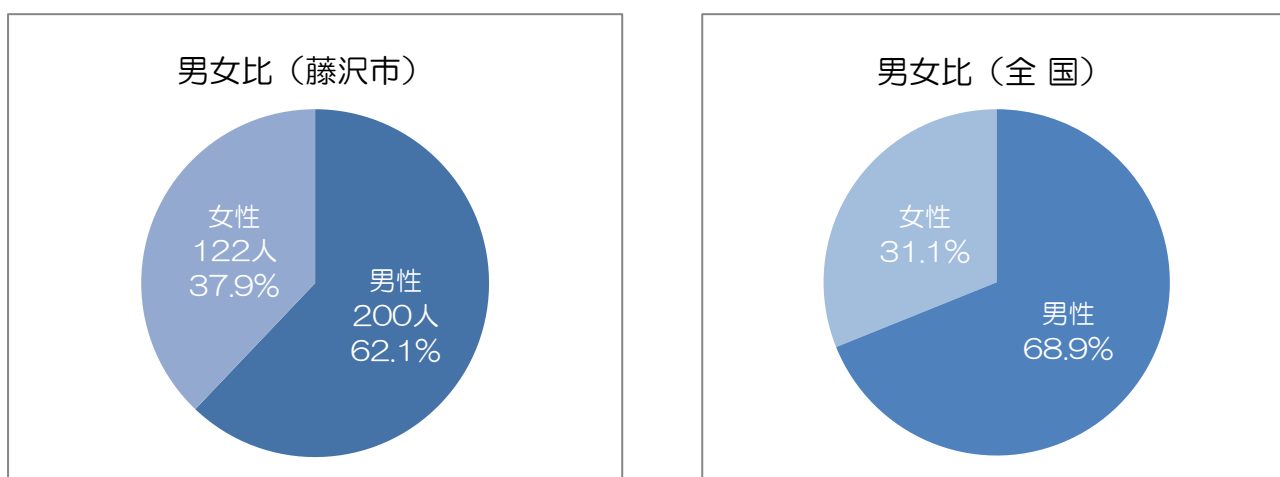
3 男女別・年齢別の自殺割合

引用：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

※ 藤沢市の自殺者数（H24～28の合計）男性200人、女性122人、合計322人から算出

全国の男女比と比べて、本市は、女性の割合が多いことがわかります。

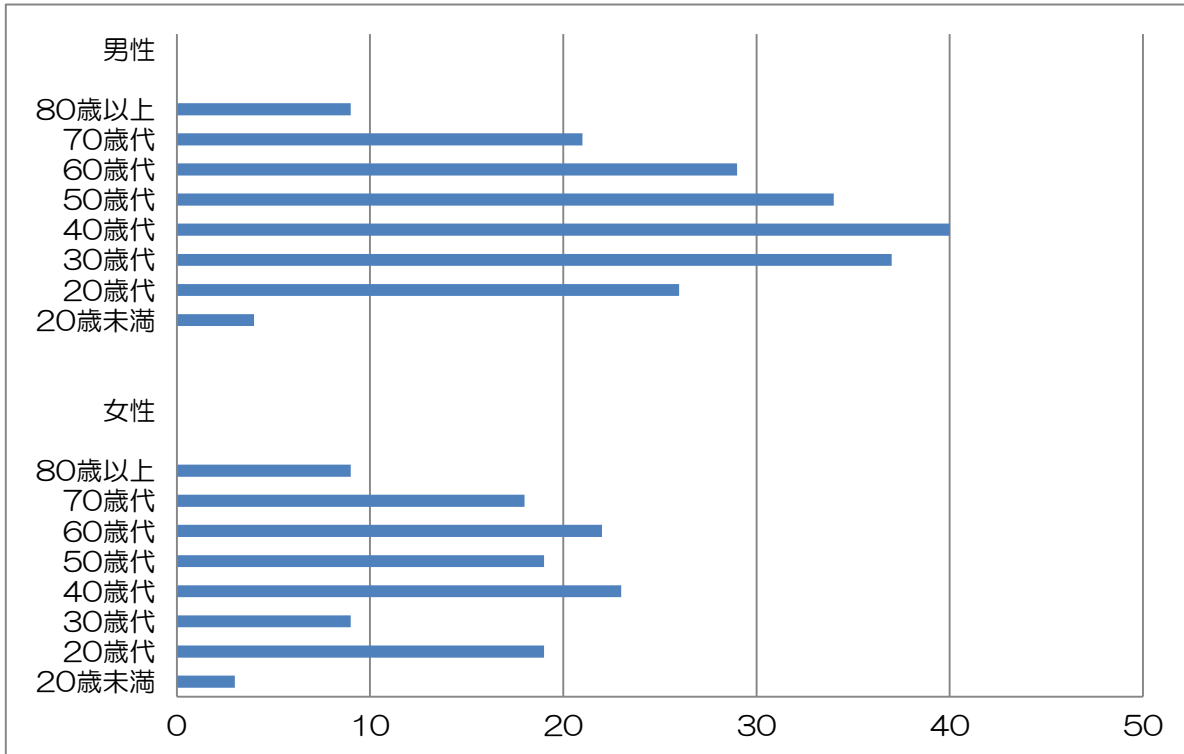
図表 2-3 男女比



年代別では、男性は、40歳代、30歳代、50歳代の順に多く、女性では、40歳代、60歳代の順に多くなっています。

図表 2-4 藤沢市男女別・年代別

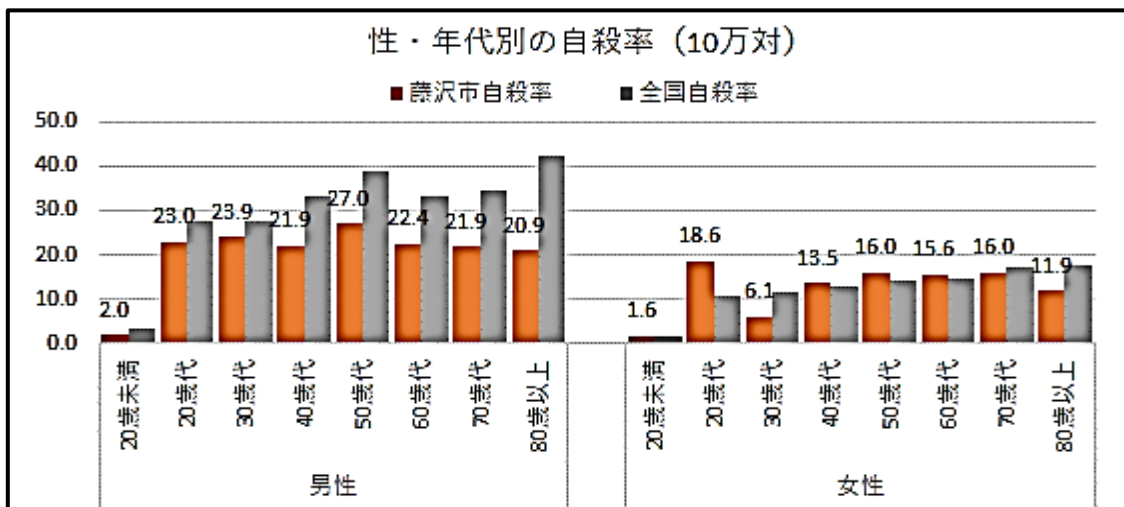
(単位：人)



自殺死亡率については、全国と比較して、男性は、全ての世代で低くなっていますが、女性は、20歳、40歳から60歳代で、全国よりも高くなっています。

自殺死亡率の高い年代は、男性では50歳代、次いで30歳代・20歳代で、女性では、20歳代、50歳代と70歳代が高くなっています。

図表 2-5 全国の自殺死亡率との比較 (H24~28 合計)



引用：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2017）」

4 児童・生徒の自殺割合

引用：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

児童・生徒の内訳は、中学生以下、専修学校生等の自殺者はなく、全国と比較して大学生の割合が高くなっています。

図表 2-6 児童・生徒等の内訳

児童・生徒等 (全年齢)	割 合		
	藤沢市	神奈川県	全 国
中学生以下	0%	8%	12%
高校生	18%	21%	26%
大学生	82%	60%	49%
専修学校生等	0%	11%	14%
合 計	100% (17人)	100% (320人)	100%

5 労働者の自殺割合

引用：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

被雇用者・勤め人の自殺割合が自営業・家族従業者に比べ、多くなっています。

図表 2-7 有職者の自殺の内訳

職 業	自殺者数	割 合	全国割合
自営業・家族従業者	13人	11.4%	21.4%
被雇用者・勤め人	101人	88.6%	78.6%
合 計	114人	100%	100%

図表 2-8 地域の就業者の常住地・従業地

(単位：人)

		働いている場所（従業地）			合 計
		藤沢市内	他市区町村	不明・不詳	
住まい (常住地)	藤 沢 市	87,478	98,765 (50.9%)	7,789	194,032
	他市区町村	67,246 (43.5%)	—	—	67,246
合 計		154,724	98,765	7,789	261,278

第2章 藤沢市の自殺の実態

【参考】平成27年の国勢調査によると、市民の50.9%は他市区町村で従業しています。また、市内で働く者の43.5%は、他市区町村の住民でした。

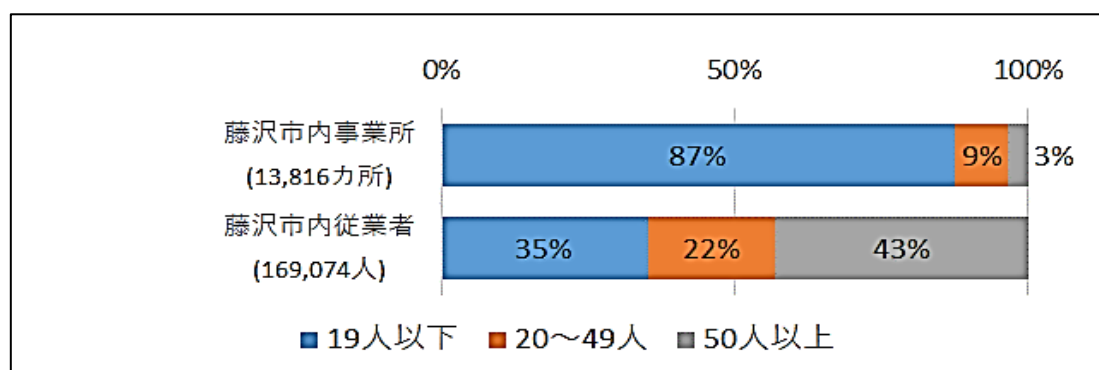
このことから、自殺対策の推進には、広域的な取組と、産業保健の分野との連携が不可欠と言えます。

また、市内の事業所の96%は、労働者数50人未満の小規模事業所であり、地域産業保健センター等による支援が行われていますが、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。

自殺対策の推進において、地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけがのぞまれています。

(「地域自殺実態プロファイル(2017)」引用)

図表 2-9 地域の事業所規模別事業所／従業者割合 (H26 経済センサス-基礎調査)



付表 事業所規模別事業所数／従業員数

	総数	従業員数の規模							出向・派遣従業員のみ
		1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	
事業所数	13,816	7,388	2,935	1,749	715	515	286	177	51
		12,072 (87%)			1,230 (9%)		463 (3%)		51 (0.4%)
従業員数	169,074	16,403	19,161	23,880	17,166	19,397	19,731	53,336	-
		59,444 (35%)			36,563 (22%)		73,067 (43%)		-

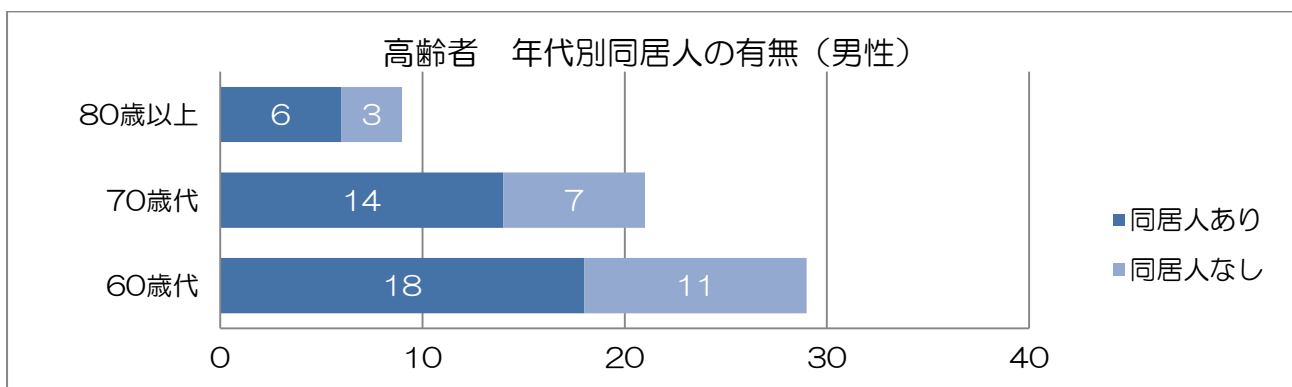
6 高齢者の自殺割合

引用：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2017）」

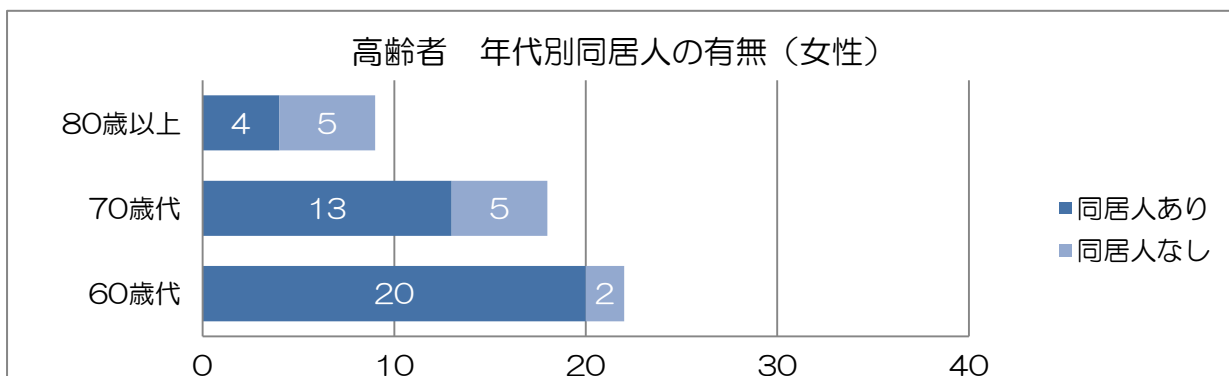
高齢者の自殺の傾向をみると、男女ともに年代は60歳代が最も多く、女性・80歳以上を除き、ほぼすべての年代で同居人ありの割合が高くなっています。

また、神奈川県と比較しても、同居人ありの割合が高くなっています。

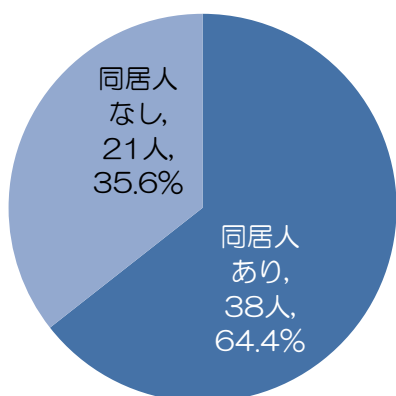
図表 2-10 高齢者 性・年代別同居人の有無 (単位：人)



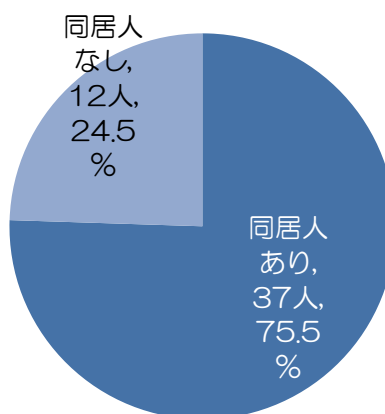
(単位：人)



男性 59人 同居人の有無



女性 49人 同居人の有無



参考 「地域自殺実態プロファイル（2017）」

男性				女性			
藤沢市		神奈川県		藤沢市		神奈川県	
同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし
64.4%	35.6%	62.6%	37.4%	75.5%	24.5%	71.8%	28.2%

		単位：%			
		藤沢市		神奈川県	
男性	年代	同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし
	60歳代	62.1	37.9	57.8	42.2
	70歳代	66.7	33.3	64.6	35.4
	80歳以上	66.7	33.3	72.7	27.3
	合計	64.4	35.6	62.6	37.4
女性	年代	同居人あり	同居人なし	同居人あり	同居人なし
	60歳代	90.9	9.1	79.2	20.8
	70歳代	72.2	27.8	72.1	27.9
	80歳以上	44.4	55.6	57.9	42.1
	合計	75.5	24.5	71.8	28.2

7 年齢別の死因

※公表データがないため、H28 神奈川県衛生統計年報を引用

神奈川県の年齢階級別の死因では、15歳から34歳の死因の第1位は自殺となっており、35歳から44歳の死因では、第2位。さらに、45歳から54歳の死因では、第3位となっています。

図表 2-11 年齢階級別の死因

年齢階級	第1位	第2位	第3位
15-19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20-24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25-29歳	自殺	悪性新生物/不慮の事故	
30-34歳	自殺	悪性新生物	心疾患
35-39歳	悪性新生物	自殺	心疾患
40-44歳	悪性新生物	自殺	心疾患
45-49歳	悪性新生物	心疾患	自殺
50-54歳	悪性新生物	心疾患	自殺

死因上位3位にない年齢階級については省略

8 藤沢市の自殺の特徴

平成24年～28年の国勢調査及び警察庁自殺統計に基づく、自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」を基に、性、年代、職業、同居人の有無の分析の結果、抱えている問題の傾向や背景にある主な自殺の危機経路の特徴が浮き彫りになりました。

図表 2-12 藤沢市の自殺の特徴

上位5区分*	自殺者数 (5年合計)	自殺死亡率**	背景にある主な自殺の危機経路***
1位 女性 60歳以上 無職 同居有	31人	13.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位 男性 60歳以上 無職 同居有	29人	20.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
3位 男性 40～59歳 有職 同居有	29人	11.9	配置転換→過労→職場の人間関係 の悩み+仕事の失敗→うつ状態→ 自殺
4位 女性 40～59歳 無職 同居有	23人	13.5	近隣関係の悩み+家族間の不和→ うつ病→自殺
5位 男性 20～39歳 無職 同居有	22人	58.2	①【30代その他無職】ひきこもり +家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲 観→うつ状態→自殺

(警察庁自殺統計 自殺日・住居地、H24～28合計、国勢調査)

* 順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした

** 自殺死亡率の母数(人口)は、平成27年国勢調査の人口を元に、自殺総合対策推進センターが推計した数値

*** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考に作成している。

本市の自殺の特徴

- 1 健康、経済、家庭問題を抱えた60歳以上の男女(高齢者)
- 2 経済、勤務、家庭問題を抱えた20歳から50歳代の男女(生活困窮者)
- 3 勤務、経営問題を抱えた40歳から50歳代の男性(働く世代)

第2章 藤沢市の自殺の実態

図表 2-13 自殺者の割合と自殺死亡率

引用：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

地域の自殺の概要（グラフの元データ）（H24～28合計）

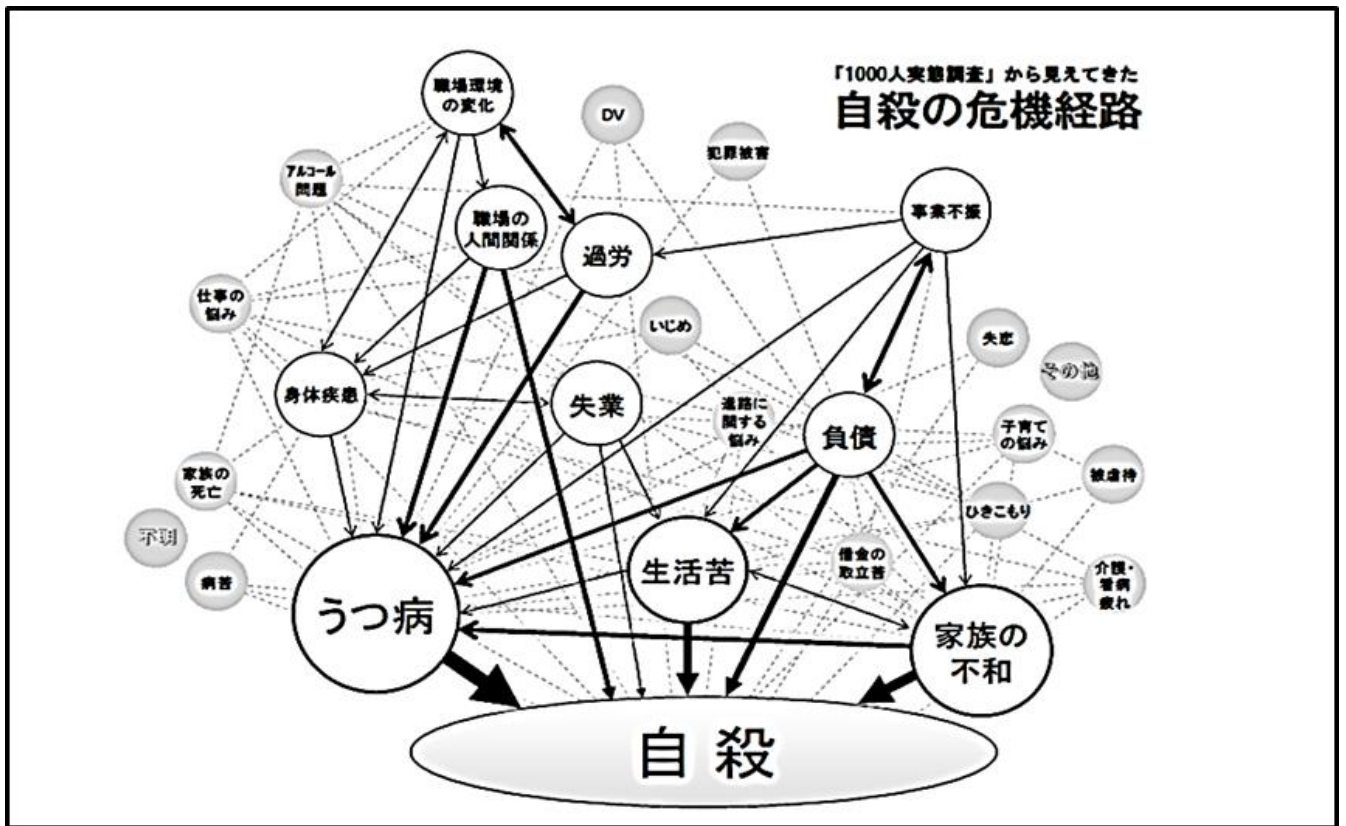
自殺者の割合と自殺率（10万対）

性別	年齢階級	職業	同居	自殺者数	順位*	割合	自殺率 (10万対)	推定* 人口	全国 割合	全国 自殺率
男性	20～39歳	有職者	同居	17	9	5.30%	11.5	29608.2	6.00%	17.1
			独居	20	6	6.20%	34.1	11718.8	3.30%	30.3
		無職者	同居	22	5	6.80%	58.2	7562.8	5.00%	67.2
			独居	4	19	1.20%	38.3	2090.2	2.30%	105.9
	40～59歳	有職者	同居	29	3	9.00%	11.9	48856.7	10.30%	20
			独居	11	12	3.40%	22.5	9795.3	3.80%	38.7
		無職者	同居	15	11	4.70%	98.3	3051.3	5.30%	133.2
			独居	18	7	5.60%	269.9	1333.7	4.20%	275.8
	60歳以上	有職者	同居	9	15	2.80%	10.1	17827.9	4.50%	17.5
			独居	3	21	0.90%	21.9	2743.3	1.30%	36.9
		無職者	同居	29	2	9.00%	20.6	28140.1	12.90%	36
			独居	17	8	5.30%	65.1	5221.7	6.60%	96.2
女性	20～39歳	有職者	同居	4	20	1.20%	3.9	20,412.70	1.60%	6.1
			独居	2	23	0.60%	8.7	4,578.70	0.70%	11.7
		無職者	同居	16	10	5.00%	15.5	20,660.30	3.30%	16.4
			独居	6	16	1.90%	53.5	2,242.30	0.80%	33.7
	40～59歳	有職者	同居	11	14	3.40%	10.7	20,530.50	1.90%	6.4
			独居	2	22	0.60%	16.5	2,420.40	0.50%	13.5
		無職者	同居	23	4	7.10%	13.5	34,037.50	5.30%	17
			独居	6	17	1.90%	44.8	2,676.60	1.20%	44.7
	60歳以上	有職者	同居	6	18	1.90%	21.4	5,603.00	0.70%	7.6
			独居	0	24	0.00%	0	1,365.30	0.20%	11
		無職者	同居	31	1	9.60%	13.8	44,806.00	9.90%	16.7
			独居	11	13	3.40%	17.7	12,400.70	3.90%	24

*各区分の自殺率の母数とした推定人口については、平成27年国勢調査就業状態等基本集計を用い、労働力状態が「不詳」の人口を有職者と無職者（労働力人口のうち「家事のほか仕事」、「学業のかたわら仕事」と失業者および非労働力人口の合計）に按分した。

図表 2-14 自殺の危機経路

引用: ライフリンク作成「自殺の危機経路」



第3章

いのちを支える自殺対策に おける取組

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

1 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があることが知られています。また、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることに加えて、社会とのつながりの減少や“生きていても役に立たない”という役割喪失感、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感などから、危機的な状態にまで追い込まれてしまうことが指摘されています。

そのため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことにより、社会全体の自殺リスクを低下させる「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」のそれぞれの対策を強化し、かつ、それらを総合的に推進することが重要となります。

自殺に追い込まれるという危機は“誰にでも起こり得る危機”とも言え、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策、特に地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との有機的な連携を図り、“生きることの包括的な支援”として実施する必要があります。また、地域全体で互いに見守り、支え合うことで、互いに「気づき」、困りごとを抱えた方が、相談機関に「つながる」体制をつくり、市民全体で「いのちを支える藤沢市」を進めていきます。

「ふじさわ自殺対策計画」の基本理念、基本方針を次のとおり設定します。

基本理念

自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない藤沢市」をめざします。

基本方針

自殺対策は、個人的な問題としてのみ捉えるべきものではなく、背景にある社会的な要因があることを踏まえて、社会的な取組として実施し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ「生きることの包括的な支援」として実施していきます。

2 施策体系

ふじさわ自殺対策計画は、大きく2つの施策で構成しております。

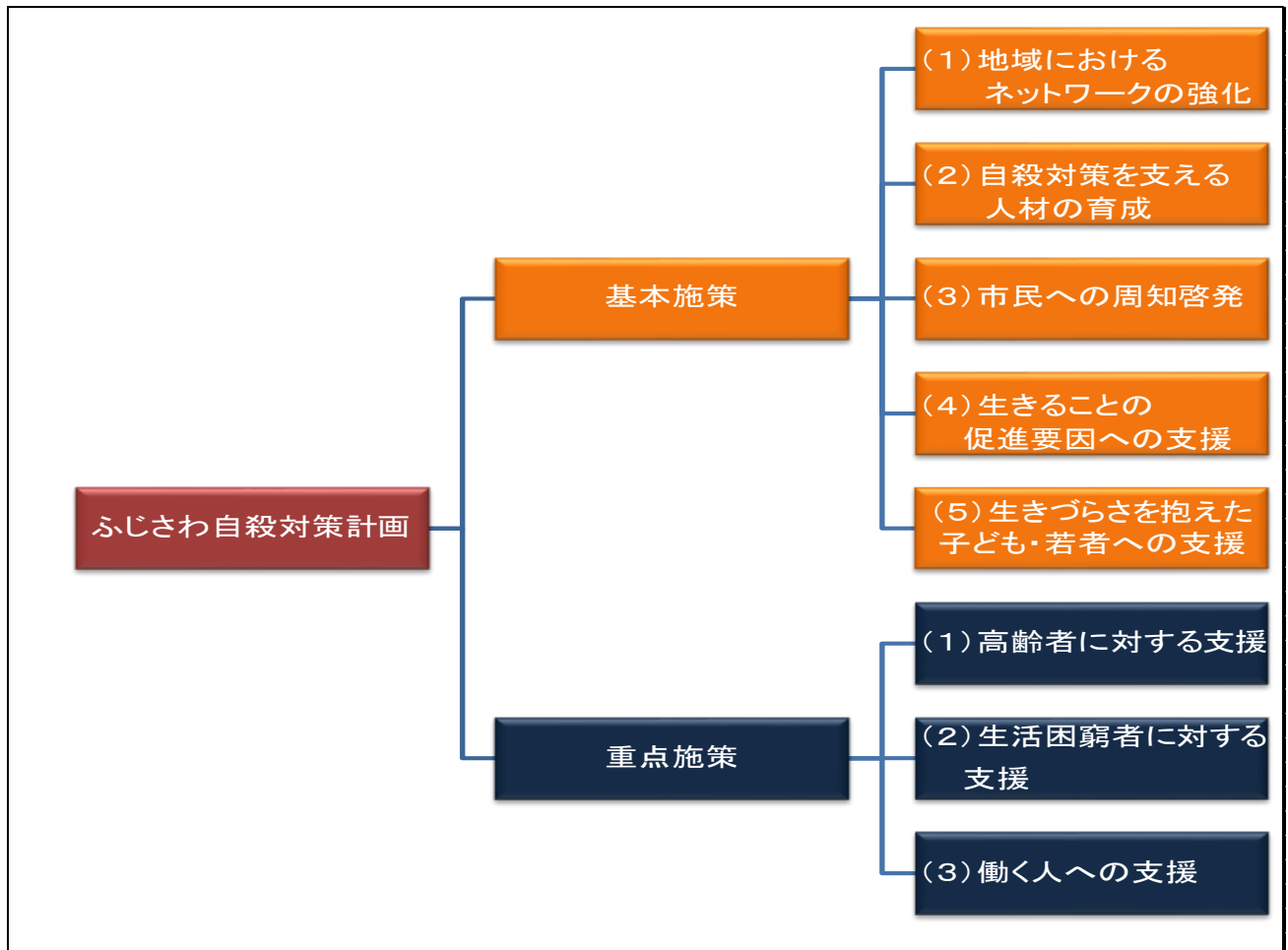
まず、1つ目の「基本施策」は、国が作成した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべき計画とされているものです。

「基本施策」には、(1) 地域におけるネットワークの強化、(2) 自殺対策を支える人材の育成、(3) 市民への周知啓発、(4) 生きることの促進要因への支援、(5) 生きづらさを抱えた子ども・若者への支援を掲げ、自殺対策を推進する上で、欠かすことのできない基盤的な取組を挙げました。

2つ目の「重点施策」は、本市の自殺の実態を統計的に分析し、特に重点的に取り組むべき施策として定めたものです。(1) 高齢者に対する支援、(2) 生活困窮者に対する支援、(3) 働く人への支援を掲げます。

この2つの施策の体系ごとに、事業を整理し、それぞれの事業を効果的に推進していくことにより、本市の自殺対策計画の基本指針に掲げた、“生きることの包括的な支援”を推進していきます。

図表 3-1 ふじさわ自殺対策計画 施策体系図



3 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。

本市においては、地域全体で自殺対策に取り組むため、「藤沢市自殺対策協議会」を設置しています。

また、実務的な内容を協議する場として、「藤沢市自殺対策推進会議」や「藤沢市自殺対策庁内連絡会」を開催し、関係各課等の自殺関連事業に関する意見交換を実施するとともに、問題の解決に向けて関係機関が連携していきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(1)-1	自殺対策協議会の実施	地域に必要な自殺対策を協議する目的として、年に2回協議会を開催。	協議会2回 (7月、1月実施)	保健予防課
(1)-2	自殺対策推進会議の設置	庁内の幅広い分野の関係部局が参画して、本市における自殺対策の横断的な体制を整えることを目的として設置。	平成30年度設置	保健予防課
(1)-3	自殺対策庁内連絡会の実施	庁内の教育、労働、保健福祉、消費生活、医療等の関係課等の情報交換及び連携の強化をするとともに、自殺対策計画の策定に向けた準備及び計画の推進体制の整備を目的として実施。	庁内連絡会3回 (2回は協議会と同時間開催)	保健予防課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

本市においては、自殺に気持ちが傾いた人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る“ゲートキーパー”の役割を担う人材を養成します。実施にあたり、関係機関、関係団体、民間団体など、様々な職種や団体を対象に、人材育成を実施していきます。

また、2023年度までに、本市の職員全員が「ゲートキーパー養成講座」を受講することをめざします。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(2)-1	ゲートキーパー養成講座の実施	① 自殺に気持ちが傾いた人に、気づき・見守り・支える地域の人材養成講座。 ② こころお元気ですか?」等のこころの健康講座。	① ゲートキーパー（こころサポーター）養成講座 7回（192人） ② 高齢者のこころの健康 9回（249人）	保健予防課

(3) 市民への周知啓発

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺に追い込まれるという危機は“誰にでも起こり得る危機”であり、そのような場合に誰かに援助を求めることが大切であることを社会全体の共通認識とするように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

また、自分の周りにはいるかもしれない“自殺を考えている人の存在”に気づき、その人の思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開することが求められています。

本市においては、心身の健康についての市民向け講演会の開催、自殺予防週間のパネル展示や啓発グッズの配布、横断幕の掲示、広報、ホームページなどを活用した普及啓発活動などを実施しており、今後も様々な機会を捉えて啓発活動を継続していきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(3)-1	精神保健福祉公開講座	精神疾患に関する普及啓発の実施。障がい福祉課・保健予防課・藤沢病院と共催。	精神保健福祉公開講座4回実施 ① 講演会「統合失調症の治療とリハビリ」&「体験談とピアサポート活動」 ② 講演会「依存症は思春期から始まっている～治療の流れと援助の原則」 ③ 講演会「大人の発達障がい～理解とかかわり方について～」 ④ 若年性認知症当事者・家族の交流会と暮らしの困りごと相談会（包括相談会）	障がい福祉課・保健予防課・藤沢病院
(3)-2	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	携帯電話・パソコンを使用して、気軽にこころの健康をチェックするシステム。	市民利用：38,286 アクセス 市外等：54,087 アクセス	保健予防課
(3)-3	うつ病当事者・家族支援事業	うつ病等の病気に対する知識と社会復帰のために必要な知識の普及啓発、情報提供を行うとともに、当事者・家族等への支援を行う。	うつ病セミナー 4回 うつ病家族セミナー 3回 計 402 人参加	保健予防課
(3)-4	自殺対策講演会	自殺対策のための啓発として、講演会を実施。	自殺対策協議会講演会「ストレス・うつを乗り越えて～空海の生き方に学ぶ～」138 人参加	保健予防課

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(3)-5	自殺予防週間街頭啓発	自殺予防週間に市内4か所で自殺予防週間街頭啓発を実施する。	湘南台駅・辻堂駅・藤沢駅にて自殺予防週間普及啓発として、街頭にてポケットティッシュ・チラシを配布。横断幕の設置。8/31～9/12 藤沢駅北口地下展示場にて精神障がい者関係団体周知パネルを展示。	保健予防課
(3)-6	健康づくりサポーター等養成講座	健康づくりに関するボランティア養成講座の基礎講座において、睡眠・休養に関する講義を実施	年2回開催。 基礎講座受講者数50人	健康増進課
(3)-7	健康への普及啓発	睡眠の日・睡眠週間の時期に睡眠に関する啓発	睡眠の日・睡眠週間の時期に睡眠に関する啓発 ① 健康ナビの配信 3月 ② 職員ポータルへの掲示 9月・3月	健康増進課
(3)-8	生活習慣病予防講演会	睡眠の基礎知識や生活習慣病との関連、良質な睡眠についての市民向け講演会	「睡眠と糖尿病～糖尿病、血糖値との関係性」参加者 一般市民 53人	健康増進課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は“生きることの阻害因子”を減らす取組に加えて、“生きることの促進因子”を増やす取組を行うことが重要です。このような観点から、自殺未遂者への支援、遺された人への支援、相談できる場所の整備に関する対策を推進していきます。

ア 自殺未遂者への支援

自殺対策において、自殺未遂者はハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の1つです。そのために、一般医療機関、精神科医療機関、救命救急センター等の医療機関における身体・精神科的治療とともに、精神科医など専門家によるケアの継続や、自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への重層的・包括的な支援が必要です。本市では、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業の一層の推進を図ります。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(4)-ア-1	自殺未遂者緊急介入支援事業	① 専門相談員(精神保健福祉士)を週4日雇用し、訪問・相談等を実施。 ② 医療機関・救急隊等を対象とした自殺未遂者への対応研修	① 実人数78人に対して、延べ1,600件の相談を実施。電話相談1,522件、訪問34件、面接44件、メール文書他34件 ② テーマ「がん患者の不安や抑うつ」参加者63人	保健予防課
(4)-ア-2	自殺未遂者・家族個別支援事業	自殺未遂者とその家族を対象とした専門相談員による電話相談「まごころホットライン」	委託にて月曜日～金曜日の午後、年243回開催。	保健予防課

イ 遺された人への支援

自殺への偏見により、遺族が孤立化したり、長期に体調を崩すことがあります。

本市の自死遺族支援としては、遺族の孤立化の防止や安心して、あるがままの気持ちや思いを語り合う場「わかちあいの会」が必要と考えています。

また、遺族支援として、例えば相続や行政手続きに関する情報提供等の支援を継続して実施していきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(4)-イ-1	自死遺族支援事業	自死遺族支援「藤沢わかちあいの会」を実施。 全国自死遺族総合支援センターへ委託。	月1回ミーティング形式で大切な方を自死(自殺)で亡くした方のつどいを実施。 計26人参加	保健予防課

ウ 相談できる場の設置

自殺は、様々な状況や社会的問題が複雑に絡み合い、それらの困難な事態において相談する機会は自殺予防においても重要な役割となっています。本市では、市民が相談できる人・場所の整備に取り組んでいます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(4)-ウ-1	福祉総合相談支援センター・北部福祉総合相談室の運営	福祉・保健の総合的な相談体制の中核として、福祉サービスなどに関する相談・情報提供や、複合的な課題がある、世帯の中に課題を抱える人が複数存在する、福祉以外の分野にまたがる課題があるなどの相談に対応する。また、地域の縁側をはじめとした住民主体の活動の中で生じる相談対応への支援を進めていく。	年間延べ相談件数 3,610件	地域包括ケアシステム推進室

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(4)-ウ-2	民生委員児童委員活動	民生委員児童委員による地域の相談・支援等の実施	民生委員児童委員配置数 16地区512人	福祉健康総務課
(4)-ウ-3	ふじさわ安心ダイヤル24	24時間365日、無料電話健康相談サービス	医療相談 34,460件 医療機関情報等 19,110件 メンタルヘルスの相談 4,354件 育児相談 462件 健康相談 571件 介護相談 196件	地域保健課
(4)-ウ-4	障がい者相談支援事業	障がいのある人とその家族等に対し、障がい福祉に関する相談に対応し、必要に応じた情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行う。	設置箇所数 7か所 ① ふじさわ障がい者生活支援センターかわうそ ② ふらっと ③ 藤沢市地域生活支援センターおあしす ④ 地域福祉支援センターマロニエ ⑤ 藤沢市発達障がい者相談支援事業所リート ⑥ 藤沢市高次脳機能障がい者相談支援事業所チャレンジⅡ ⑦ ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（基幹相談） 個別相談総数 10,757件	障がい福祉課

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(4)-ウ-5	障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等実施することを目的に、障がい者虐待防止センターを運営する。また、障がい者虐待の防止に関する啓発活動等を実施する。	① 虐待防止センターにおける虐待相談・対応 新規 31件 継続 54件 終結 19件 ② 相談支援専門員を対象とした研修会の開催。39人参加	障がい福祉課

(5) 生きづらさを抱えた子ども・若者への支援

子ども・若者対策として、児童生徒及び学生、10歳代から30歳代までの有職者と無職者、非正規雇用者等の対象者を念頭に自殺対策を進める必要があります。

子ども・若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。抱える悩みは多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

児童生徒及び学生は、家庭、地域、学校を主な生活の場としており、相談機関としては児童福祉や教育機関が挙げられますが、10歳代後半からは就学をしていない若者が増加することから、若者の就労や生活支援に関わる機関も支援に関係します。そのため、保健・福祉・教育・労働等の各分野の関係機関の連携した支援が必要となります。

本市では、子ども・若者への支援として、ライフステージや立場に合わせて、それぞれの対象に合わせた事業を推進していきます。

特に、児童生徒に対しての支援において、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処法を身につけるための教育や、不登校・引きこもりなど社会から孤立している若年者がSOSを出したときに、それを受け止めることができる身近な大人を地域に増やす取組を進めていきます。保健所と学校が連携し、児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施に向けて検討を進めていきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(5)-1	スクールカウンセラーの派遣	藤沢市立小・中・特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒が抱える悩みや発達にかかわる課題の解消に向け、児童生徒や保護者、教職員及び地域等への支援・援助を行い、児童生徒の健全育成及び支援教育の充実に努める。	対応回数 33,692件 (1,546ケース)	教育指導課 (学校教育相談センター)
(5)-2	いじめ相談ホットライン	いじめに関する相談を、平日の9時から17時まで教育指導課で専門のスクールカウンセラーや学校問題解決支援員が受け付ける。	いじめ相談ホットライン 154件 いじめ相談メール 19件	教育指導課
(5)-3	学習支援事業	経済的な理由等により学習環境が整わない児童生徒に対し、学習の場及び居場所を提供する。併せて、学習支援を通じて世帯の困窮状況にも着目し、必要なサービス調整等を行う。	設置場所 3か所 登録人数 生活困窮世帯 61人 生活保護世帯 85人	地域包括ケアシステム推進室、生活援護課
(5)-4	子ども・若者育成支援事業(若者サポート事業)「ユースワークふじさわ」の実施	自立や就労に悩む若者やその家族、保護者の方を支援する。	新規登録者数 226人 相談件数 1,851件 プログラム等参加延べ人数 5,071人 進路決定者数 113人	青少年課(産業労働課)

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(5)-5	こんにちは赤ちゃん事業 ～ハローベビィ訪問～	生後4か月までに、助産師・保健師・看護師から連絡をした上で、家庭に訪問しています。	ハローベビィ訪問数 3,384件 必要時、再訪問や、母の心身をフォローする事業の紹介を行っている。	子ども健康課
(5)-6	育児相談 (随時相談)	妊娠・出産時期から、育児や児の発育発達に関すること、健康上の問題、日常生活上の相談等について、電話や面接での相談を随時実施している。また、必要時は地区担当保健師による継続支援も行います。	所内相談対応数 2,340件 必要時、訪問・相談の継続、他の事業紹介・他機関への連携等を行っている。	子ども健康課
(5)-7	児童虐待防止対策事業	① 児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、要保護児童対策地域協議会の構成機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を行う。また、子育て相談、子育て不安等の相談に対して情報提供、助言を行い、必要に応じて専門機関に引き継ぐ。 ② 要保護児童対策地域協議会の運営	① 児童虐待相談 計 395 件 ② 要保護児童対策地域協議会 代表者会議 1 回 実務者会議 6 回	子ども家庭課
(5)-8	子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援する。	新規相談件数 456 件 相談延べ件数 759 件	子ども家庭課

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(5)-9	障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の支給決定を行う。	支給決定人数 1,058人 (H30.4.1 現在)	子ども家庭課
(5)-10	保育園における保育の実施	保護者との関わりのなかで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、適切な機関へつなぐなど保育士がつなぎ役、気づき役として役割を担う可能性がある。	公立保育園 15園	保育課
(5)-11	育児相談	乳幼児の育児についての悩みや心配事などの相談や情報提供を行う。 月～金曜日（祝日は除く） 午前9時～午後4時	相談件数 487件	保育課
(5)-12	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	小中学生を対象に、専門のプログラムに沿って、地域の保健師が学校に出向いて授業の一環として実施。 <u>平成31年度以降実施予定。</u>		保健予防課・教育指導課
(5)-13	就労準備支援事業	長期離職やひきこもりなどにより、早期一般就労が難しい方に対し、生活リズムの見直し、人間関係の構築、社会活動への参加を通じて、就労に必要な技能を習得することで就労をめざす。	支援人数 生活困窮世帯 15人 終結 1人 生活保護受給世帯 27人 終結 5人	地域包括ケアシステム推進室・生活支援課

4 重点施策

自殺総合対策推進センターの分析によると、本市の自殺の特徴としては、前述で示したとおり男女ともに60歳以上の同居人ありで無職者の方が多いということが示されました。

よって、本市が重点的に自殺対策として取組む対象を「高齢者」「生活困窮者」「働く人」とします。

(1) 高齢者に対する支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要となります。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい傾向があります。高齢者の孤立・孤独を防ぐため、地域の団体や事業者等と連携した見守り体制や、居場所づくり、生きがいづくり、社会参加の促進等といった地域の基盤づくりに取組めます。

まず、包括的な支援のための連携の推進として、健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体等の連携を推進し、包括的な支援体制を構築します。

さらに、介護サービス利用者は、介護職員との接点を持っており、また介護職員による見守り・気づきの重要性は知られているところですが、他機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援を実践していきます。

また、うつ病を含め、高齢者の自殺原因として最も多い健康課題について、地域の支援者が見守り、異変の早期発見や相談につながる連携づくりをしていきます。

近年では、寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢世帯、高齢単独世帯が増加しており、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進などが自殺対策においても重要となっています。心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築する必要があり、高齢者の見守り活動・事業と連携し、孤立孤独の予防、解消を目的とした高齢者のメンタルヘルスに対する地域の普及・啓発を行っていきます。

本市では、包括的な支援のための連携の推進や、地域における要介護者に対する支援、高齢者の健康不安に対する支援、社会参加の促進と孤立・孤独の予防、介護者への支援を行っています。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(1)-1	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行う。	設置数 16か所 相談延べ件数 20,363件 相談実人数 11,842人	地域包括ケアシステム推進室
(1)-2	家族介護者への支援	① 高齢者等を介護している家族等を対象に、孤立防止に向けた介護者同士の交流や介護に必要な知識の習得の場として「家族介護者教室」を開催する。 ② 在宅介護をするうえで必要な情報の提供を行うため「介護者応援ハンドブック」を発行する。	① 家族介護者教室 42回開催、参加者数 627人 ② 月1回程度開催、職員が参加	地域包括ケアシステム推進室
(1)-3	高齢者虐待の防止	高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った擁護者への支援とともに次の事業を行う。 ① 高齢者虐待専門相談窓口の開設 ② 関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ③ 高齢者虐待防止のための講演会・対応研修会などの開催 ④ 高齢者虐待防止啓発冊子の配布	① 相談 新規相談件数 71件 対応件数 235件 終結件数 61件 ② ネットワーク会議 3回 ③ 講演会・研修会 各1回 ④ パンフレットの配布 通年	地域包括ケアシステム推進室

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(1)-4	介護保険制度の運営	要介護・要支援認定の調査を実施するなかで、各ケースにおいて自殺企図のリスクがある対象者を相談へつなげる。	被保険者数 255,594人 介護認定 要支援1 3,735人 要支援2 2,924人 要介護1 4,467人 要介護2 2,302人 要介護3 1,994人 要介護4 1,544人 要介護5 1,566人	介護保険課
(1)-5	生涯学習講座「高齢者のこころの健康」の実施	高齢者ところの健康をテーマに高齢者のうつの特徴や、睡眠、認知症について健康教育を実施。	高齢者施設、民間団体等を対象に、計9回実施。249人参加。	保健予防課

(2) 生活困窮者に対する支援

生活困窮者はその背景として、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性の希薄化など、様々な問題や課題を抱え、さらにそれらの課題が複雑かつ複合化していることが少なからず存在し、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に孤立しやすい傾向があります。

厚生労働省は、都道府県や政令市等を始めとする自治体に対し、2016年7月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出し、2018年10月に同通知が改正されました。厚生労働省は本通知において、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺の防止にあたっては、「精神保健の視点だけでなく、本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、そうした取組の実施に向けては、「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。

生活困窮状態にある、又は将来的に生活困窮状態に至る可能性のある方が、その他の要因と絡み合い、自殺に追い込まれる可能性を考慮した上で、必要に応じて関係機関とのネットワークを活用することが包括的な生きる支援としての自殺対策ともなります。

社会的に孤立しがちな生活困窮者を地域の人々とつなぐ活動は、生きることの促進要因を強化するとともに、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へとつなぐ自殺対策にもなり得ます。

本市では、保健・医療・福祉・教育・労働・司法・警察等関係機関、民間団体等によるネットワークづくりと情報の共有化、また、自殺対策の窓口と生活困窮者自立相談支援窓口の連携により、生活困窮状態にある自殺の危険性の高い者に対する相談支援を行います。生活に困っている方々に対して、その状況に応じた支援を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の手助けを行っています。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(2)-1	生活保護	<p>経済的な理由による生活困窮世帯に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、世帯の状況に応じた自立を支援する。</p>	<p>(平成29年度平均) 被保護世帯数 4,146 世帯 被保護人員 5,565 人 世帯類型別(構成比) 高齢者世帯: 1,991 世帯 (48%) 母子世帯: 301 世帯 (7%) 障がい・傷病者世帯: 1,196 世帯 (29%) その他世帯: 657 世帯 (16%)</p>	生活 援護課
(2)-2	<p>地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」「バックアップふじさわ社協」</p>	<p>生活保護の至る前の段階にある生活困窮者の自立促進を図るため、自立相談支援事業、就労準備支援事業等を実施する。また、本事業の一環として市社会福祉協議会への業務委託によりコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、個別支援と合わせて地域支援を行う。</p>	<p>① 自立相談支援事業 相談件数 1,208 件, プラン作成件数 127 件 (CSW による相談件数等を含む) ② 住居確保給付金の支給 7 件 ③ 就労準備支援事業 42 件 ④ 学習支援事業 3 か所設置、登録児童生徒数 146 件 ⑤ 家計相談支援事業 35 件 ⑥ CSW 配置地区 5 地区</p>	地域包 括ケア システム 推進 室

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(2)-3	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」にするための地域支援の二つの役割を持つ、地域の中で活動する福祉の専門職。相談先、つなぎ先がなかった困りごとについて一緒に考え、関係機関・団体や行政と連携して総合的な相談支援を行う。また、地域活動への支援や地域の中の支援関係者との顔の見える関係づくりを行う。	配置地区 5 地区	地域包括ケアシステム推進室
(2)-4	家計相談支援事業	一時的な金銭給付や貸し付けによる困窮状態の解消を図るのではなく、最終的に健全な家計状態を取り戻し、家計管理を自分の力でできるよう、家計診断及び伴走的な相談支援を行う。	支援人数 35 人 終結 8 人	地域包括ケアシステム推進室
(2)-5	就労準備支援事業（再掲）	長期離職やひきこもりなどにより、早期一般就労が難しい方に対し、生活リズムの見直し、人間関係の構築、社会活動への参加を通じて、就労に必要な技能を習得することで就労をめざす。	支援人数 生活困窮世帯 15 人 終結 1 人 生活保護受給世帯 27 人 終結 5 人	地域包括ケアシステム推進室・生活支援課

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(2)-6	学習支援事業 (再掲)	経済的な理由等により学習環境が整わない児童生徒に対し、学習の場及び居場所を提供する。併せて、学習支援を通じて世帯の困窮状況にも着目し、必要なサービス調整等を行う。	設置場所 3か所 登録人数 生活困窮世帯 61人 生活保護受給世帯 85人	地域包括ケアシステム推進室 ・生活援護課
(2)-7	生活困窮者等のための共助の基盤づくり事業	身近な地域において誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民同士の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、地域福祉の推進を図る。	CSWによる地域支援活動 1,516件 モデル事業等の実施	地域包括ケアシステム推進室
(2)-8	多重債務相談	弁護士・相談員による毎週木曜日午後1回30分(予約制)の相談	弁護士・相談員による多重債務相談 84件	市民相談情報課

(3) 働く人への支援

政府の働き方改革実行計画において、「改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにする」ことが挙げられていますが、自殺に追い込まれる有職者はこの反対の状況にあります。

勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域、各事業所での対策だけではなく、行政や地域の業界団体の役割が重要であり、地域での周知、啓発等も望まれます。

まず、職域におけるメンタルヘルス対策はストレスチェック制度の活用や小規模事業所への対応として産業保健総合支援センターの活動等、多様な支援が行われています。これらの支援制度を活用するために地域における自殺対策と職域におけるメンタルヘルス対策の連動を図る必要があります。

2014年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労自殺等を含む過労死等防止対策を効果的に推進する責務が国に課されており、地方公共団体は国と協力しつつ対策の効果的な推進に努める必要があるとされています。

また、同大綱では、過労死等を職場や労働者のみの問題と捉えるのではなく、国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等に対する理解を深めるとともに、過労死等を防止することの重要性について自覚することが大切であるとされています。

「働き方改革実行計画」の決定により、長時間労働の是正が図られていくことが期待されていますが、自殺対策の観点からも、普及啓発等に取組むことが求められます。

さらに、労働環境において、ハラスメントについては勤務問題に関する自殺の大きな背景要因です。ハラスメントや長時間労働は、往々にして勤務歴が短い等、職場の中で弱い立場にある労働者が被害を受けやすい傾向があります。社会全般のハラスメント防止への意識、関心を高め、職域におけるハラスメント防止対策の促進を支援します。

加えて、自営業者を含む経営者の自殺の背景として経営問題が重要ですが、実際の対応には精神科医療や家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。

以上のような課題に対して、本市においては労働相談や、労働者に対するメンタルヘルスの啓発を進めていきます。

【主な事業】

事業番号	事業名・関連事業	概要	平成29年度実績	担当課
(3)-1	一般労働相談の実施	毎週火曜日と土曜日に社会保険労務士による労働相談を実施する。	100日実施 相談件数延べ254件	産業労働課
(3)-2	街頭労働相談会の実施	藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅において、社会保険労務士等による労働相談会を実施する。	5月25日 藤沢駅 相談件数延べ129件 9月28日 辻堂駅 相談件数延べ182件 10月20日 湘南台駅 相談件数延べ196件	産業労働課
(3)-3	「勤労ふじさわ」の発行	メンタルヘルスに係る記事を掲載し、主に事業者に対するメンタルヘルス対策の推進を図る。	11月号に過労死防止に向けたメンタルヘルス対策の推進について掲載。 1月号に働く人のメンタルヘルス「こころの耳」について掲載。	産業労働課
(3)-4	労働問題懇話会の開催	労働団体、経済団体、行政機関等を委員とした労働問題懇話会を開催し、労働環境や地域の雇用・就労等の課題について、意見交換を行う。	年2回開催予定 (6月・2月開催)	産業労働課
(3)-5	ワーク・ライフ・バランス推進会議	ワーク・ライフ・バランスを市内企業等に啓発していくために、労働団体、企業・経済団体、地域活動団体等を委員としたワーク・ライフ・バランス推進会議を開催する。	年2回開催 (8月・1月開催) ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット 2,000部配布	産業労働課
(3)-6 (再掲)	若年者就労支援事業「ユースワークふじさわ」の実施	自立や就労に悩む若者やその家族、保護者の方を支援する。	新規登録者数 226人 相談件数 1,851件 プログラム等参加延べ人数 5,071人 進路決定者数 113人	産業労働課(青少年課)

第4章

自殺対策の推進体制

第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

本計画を推進するため、関係機関や民間団体、行政機関、市民の代表で構成された「藤沢市自殺対策協議会」を設置し、ふじさわ自殺対策計画の推進状況や目標の達成状況、施策等について意見を求めるとともに、委員間の情報共有、連携の強化を図ります。

また、自殺対策の推進において、全ての市職員が、“自殺はその多くが追い込まれた末の死である”ことを理解し、本市の自殺の実態についての認識を共有することが重要であることから、市長をトップとした各部等の長で構成する「政策会議」に報告するとともに、庁内の横断的な推進体制を強化します。

(2) 進行管理

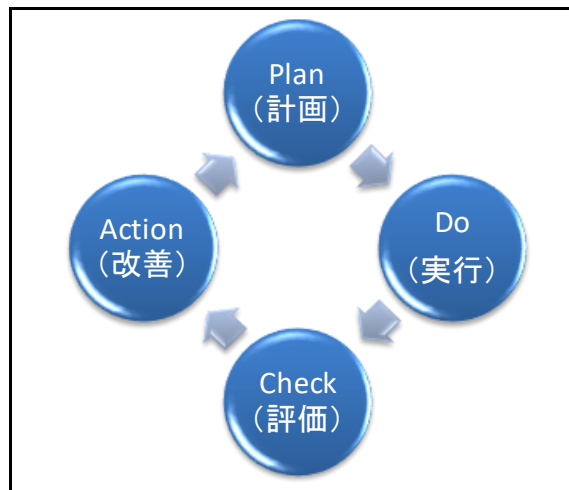
ア 「藤沢市自殺対策協議会」において、計画の推進状況や目標の達成状況等について、協議を行い、その結果を施策に反映します。

イ 「藤沢市自殺対策推進会議」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況や課題を共有します。

ウ 「藤沢市自殺対策庁内連絡会」において、計画の進捗状況を報告し、取組状況を確認し、課題を抽出します。

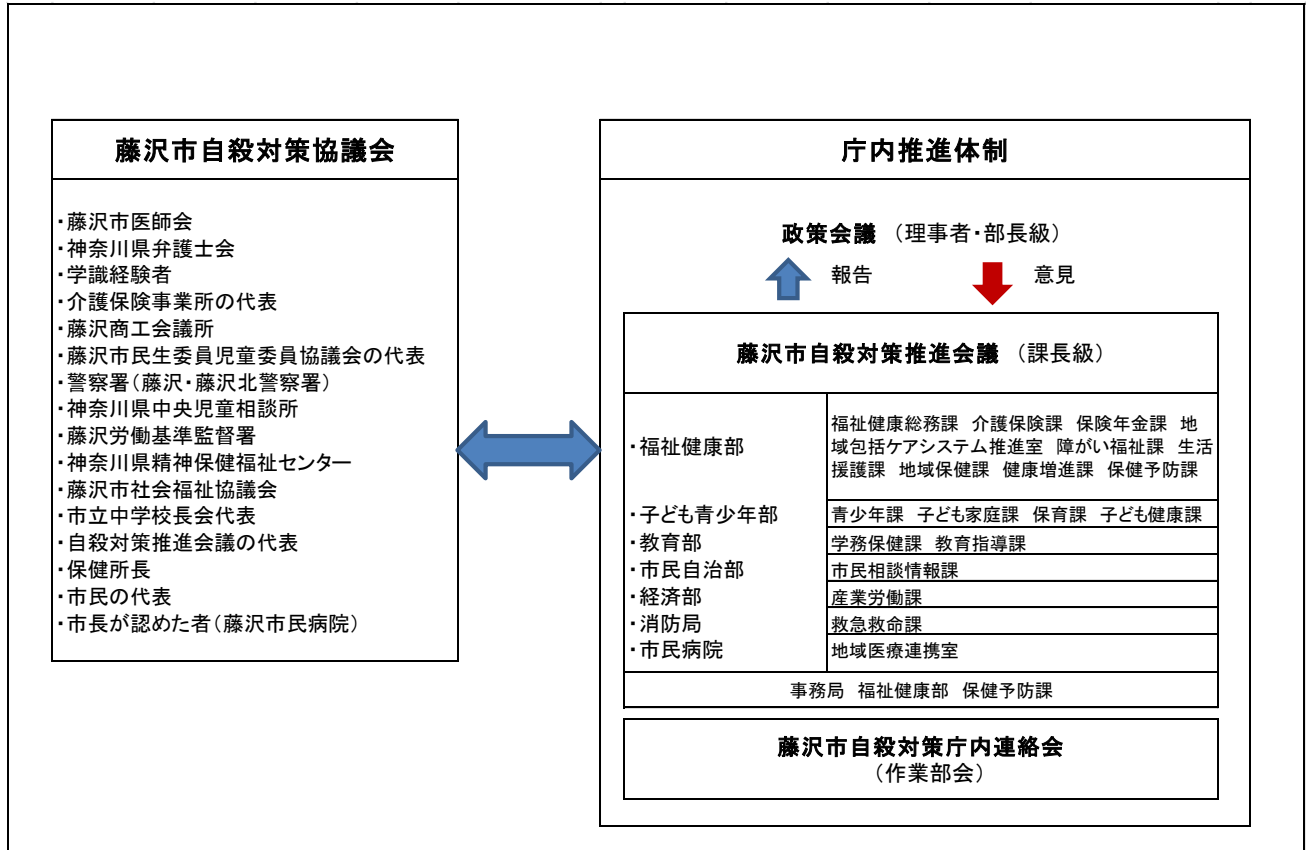
また、計画の進行管理については、PDCAサイクルを活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

図表 4-1 計画の進行管理



2 自殺対策組織の関係図

図表 4-2 藤沢市自殺対策推進体制



資料

1 藤沢市自殺対策協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 自殺の背景には、健康問題、経済、生活問題等多くの社会的要因があることから、様々な分野の関係機関、団体による多角的な検討と総合的な対策の推進を図る必要がある。このため、地域に必要な自殺対策を協議する目的として、藤沢市自殺対策協議会（以下「協議会」という）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 「協議会」は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 「藤沢市自殺対策計画（仮称）」に関する事
- (2) 自殺対策推進のための関係機関及び団体等の情報交換に関する事
- (3) 関係機関・関係団体との連携に関する事
- (4) その他、前条の目的達成のために必要と認められる事

(組織)

第3条 「協議会」の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験者
- (4) 介護保険事業所の代表
- (5) 藤沢商工会議所
- (6) 藤沢市民生委員児童委員協議会の代表
- (7) 警察署
- (8) 神奈川県中央児童相談所
- (9) 藤沢労働基準監督署
- (10) 神奈川県精神保健福祉センター
- (11) 藤沢市社会福祉協議会
- (12) 市立中学校長会の代表
- (13) 自殺対策推進会議の代表
- (14) 藤沢市保健所長
- (15) 市民の代表
- (16) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(代表及び副代表)

第5条 「協議会」に、代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 代表は、会務を総理し、「協議会」を代表する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 「協議会」は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

2 「協議会」は、原則として年2回開催する。ただし、必要に応じて臨時会を開催することができる。

(秘密の保持)

第7条 「協議会」の委員は、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(報酬)

第8条 「協議会」の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第36号)第2条第3項に定めるところによる。ただし掲げる委員のうち、第7号から第14号、及び第16号に規定する委員は、無報酬とする。

2 臨時会に関しては、すべての委員は、無報酬とする。

(事務局及び庶務)

第9条 「協議会」の事務局は、「藤沢市自殺対策庁内連絡会」の構成課が担い、庶務は保健所保健予防課において総括し、及び処理する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 藤沢市自殺対策協議会委員名簿

任期：2017.7.5～2019.3.31

	所属等	名前	役職等
1	藤沢市医師会 産業医担当理事	山口 邦彦	藤沢市医師会 産業医担当理事 山口クリニック 院長
2	藤沢市医師会 (精神科医師)	小木曾 洋三	彩クリニック南藤沢 院長
3	神奈川県弁護士会	内嶋 順一	みなと横浜法律事務所 弁護士
4	学識経験者(医師)	桑原 寛	神奈川県精神保健福祉センター 精神保健統括
5	介護保険事業所代表	捧 恵一	社会福祉法人竹生会 芭蕉苑 施設長
6	藤沢商工会議所	大嶋 洋一	藤沢商工会議所 事務局長
7	藤沢市民生委員児童委員 協議会の代表	道端 薫	藤沢市民生委員児童委員協議会 湘南台地区会長
8	藤沢警察署	横川 博二	生活安全課長
9	藤沢北警察署	大垣 政弘	生活安全課長
10	神奈川県 中央児童相談所	鳥海 薫	子ども相談課長
11	藤沢労働基準監督署	関 政男	安全衛生課長
12	神奈川県 精神保健福祉センター	西尾 恵子	相談課長
13	藤沢市社会福祉協議会	姫野 聖治	在宅福祉サービスセンター長
14	市立中学校長会の代表	平山 尚	大庭中学校校長
15	藤沢市自殺対策推進会議 の代表	阿南 弥生子	
	藤沢市保健所長		
16	市民の代表	関谷 久美子	
17	市民の代表	中島 博明	
18	市長が認める者	成田 博之	藤沢市民病院 精神科部長

3 藤沢市自殺対策推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法 第2条基本理念にある「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」との趣旨を踏まえ、庁内の幅広い分野の関係部局が参画して、本市における自殺対策の横断的な体制を整えることを目的として設置する「藤沢市自殺対策推進会議」(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 「推進会議」は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ふじさわ自殺対策計画に関すること
- (2) 自殺対策に関する各部等の取り組みについての情報交換
- (3) 自殺対策に関する各部の連携について
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項について

(構成)

第3条 「推進会議」は、次の各号に掲げる課の所属長で構成する。

- (1) 市民自治部 市民相談情報課長
- (2) 福祉健康部 福祉健康総務課長
- (3) 福祉健康部 介護保険課長
- (4) 福祉健康部 保険年金課長
- (5) 福祉健康部 障がい福祉課長
- (6) 福祉健康部 生活援護課長
- (7) 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室長
- (8) 藤沢市保健所長
- (9) 福祉健康部 地域保健課長
- (10) 福祉健康部 健康増進課長
- (11) 福祉健康部 保健予防課長
- (12) 子ども青少年部 青少年課長
- (13) 子ども青少年部 子ども家庭課長
- (14) 子ども青少年部 保育課長
- (15) 子ども青少年部 子ども健康課長
- (16) 経済部 産業労働課長
- (17) 消防局 救急救命課長
- (18) 市民病院 医療支援部 地域医療連携室長
- (19) 教育委員会 教育部 教育指導課長
- (20) 教育委員会 教育部 学務保健課長

資料

(代表)

第4条 「推進会議」は、保健所長を代表とする。

(事務局及び庶務)

第5条 「推進会議」の事務局及び庶務は保健予防課に置き、「推進会議」の招集については事務局が行う。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

4 藤沢市自殺対策庁内連絡会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法に定められている自殺対策の総合的な推進を目的とし、庁内の教育、労働、保健福祉、消費生活、医療等の関係課等の情報交換及び連携の強化するとともに、新たに「藤沢市自殺対策計画」の策定に向けた準備及び計画の推進体制の整備を目的として設置する「藤沢市自殺対策庁内連絡会」(以下、「連絡会」という)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 「連絡会」は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること
- (2) 「藤沢市自殺対策計画」の素案作成及び策定後の実施に関すること
- (3) 自殺対策に関する各課等の情報交換及び連携に関すること
- (4) 藤沢市自殺対策協議会の事務局に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために「連絡会」が必要とする事項について

(構成)

第3条 「連絡会」の構成は、次の各号に掲げる課等で構成する。

- (1) 市民自治部 市民相談情報課
- (2) 福祉健康部 福祉健康総務課
- (3) 福祉健康部 介護保険課
- (4) 福祉健康部 保険年金課
- (5) 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室
- (6) 福祉健康部 障がい福祉課
- (7) 福祉健康部 生活援護課
- (8) 福祉健康部 地域保健課
- (9) 福祉健康部 健康増進課
- (10) 福祉健康部 保健予防課
- (11) 子ども青少年部 青少年課
- (12) 子ども青少年部 子ども家庭課
- (13) 子ども青少年部 保育課
- (14) 子ども青少年部 子ども健康課
- (15) 経済部 産業労働課
- (16) 消防局 救急救命課
- (17) 市民病院 医療支援部 地域医療連携室
- (18) 教育委員会 教育部 教育指導課
- (19) 教育委員会 教育部 学務保健課

(事務局及び庶務)

第4条 「連絡会」の事務局及び庶務は保健予防課に置き、「連絡会」の招集については事務局が行う。

(「協議会」事務局及び庶務)

第5条 「協議会」の事務局については「連絡会」の構成課が担い、庶務は保健予防課において総括し、及び処理する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。



ふじさわ自殺対策計画
～気づき つながる いのちを支える藤沢市～
素案
平成30年10月
藤沢市 福祉健康部 保健予防課